

熊本県 新規航路 開設助成金

選ばれる
熊本



©2010熊本県くまモン

最大

2,520
万円

国際定期コンテナ航路の開設等の経費の一部を助成します！

熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業

1. 助成制度の内容

熊本県内港（熊本港・八代港）と外国諸港湾との間で、新たに定期航路を開設したり、既存航路を増便又は延伸した**船社**に対し、助成金を交付します。

2. 助成金の額

① 新規航路開設の場合

1寄港あたり **10万円** を3年間（年間上限額：520万円）

1TEUあたり **1万円** を3年間（※）

（※）1年目：2,000万円、2年目：1,500万円、3年目：1,000万円まで

② 既存航路の増便又は延伸の場合

1寄港あたり **5万円** を3年間（年間上限額：260万円）

1TEUあたり **1万円** を3年間（※）

（※）1年目：1,000万円、2年目：750万円、3年目：500万円まで

3. 事業期間

当該年度の4月1日～3月31日まで（※）

（※）助成金は、各年度末の実績に応じて支払います。

交付までの
手続き
については
裏面へ



熊本港



八代港

○熊本県企業立地課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL096-333-2514 FAX096-385-5797
E-mail:kigyouricchika@pref.kumamoto.lg.jp

○熊本県東京事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16
銀座熊本館3階
TEL03-3572-5022 FAX03-3574-6714
E-mail:toukyoujimusy@pref.kumamoto.lg.jp

○熊本県大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-2100
大阪駅前第3ビル21階
TEL06-6344-3883 FAX06-6344-3807
E-mail:osakajimu@pref.kumamoto.lg.jp

助成金の申請から交付まで

事業者

熊本県

1. 助成金交付申請

- 助成金交付の申請には、次の書類を県に提出してください。
①助成金交付申請書、②事業計画書、③企業概要、④誓約書
- 熊本県新産業振興局企業立地課へ提出してください。

2. 助成金交付決定

- 申請書は審査に付し、承認されましたら事業者に対し「助成金交付決定通知書」を送付します。

3. 定期報告

- 毎月10日までに、前月分の事業実績を報告してください。
- 事業計画の大幅な変更や休止等については「事業変更申請書」や「事業休止（廃止）承認申請書」を提出してください。

4. 実績報告書の提出

- 事業開始日から3月31日までの実績を「事業実績報告書」にて報告してください。
- その際、事業実績を証明できる書類の写しを添付してください。

5. 助成金額の確定

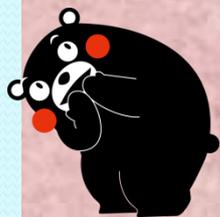
- 提出された実績報告書や添付資料を審査に付し、助成金額を確定したのち、事業者あてに「助成金交付確定通知書」を送付します。

6. 請求書の送付

- 確定した助成金額に基づき「助成金交付請求書」に必要事項を記載し、熊本県に送付してください。

7. 助成金の交付

- 請求書の確認後、助成金を一括して交付します。



©2010熊本県くまモン